

議 案

平成28年9月13日

千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会

議案第 1 号

平成 27 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の事業評価（案）について

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱 5 の（4）の規定による評価報告書の作成

平成27年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の
事業評価（案）について

1 内容

資料3「平成27年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）の事業評価（案）」のとおり

2 目的及び理由

平成27年度に千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）を策定し、捕獲を実施した指定管理鳥獣捕獲等事業について、実施計画の期間が終了したときには、実施計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成する必要があることから、事業評価について、資料3のとおりとすることとしたい。

議案第 2 号

平成 28 - 29 年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（案）
について

法第 14 条の 2 第 1 項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施
計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ) (案) について

1 内容

資料4「平成28－29年度千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ) (案)」のとおり

2 目的

千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで、県内に生息するイノシシの生息域の拡大防止、縮小を図るため、同事業の実施計画を策定する。

3 実施計画の期間

策定日から平成29年11月10日まで

4 理由

平成27年に策定した千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)では、同計画の管理目標である被害金額および被害面積の低減に向けて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとなっている。同事業を実施する上では、実施計画を定める必要があることから、資料4のとおり実施計画を策定することとしたい。